

令和6年度 九州工業大学の教育研究等の状況の 自己点検・評価結果について 九州工業大学 令和7年6月

【概要】

国立大学法人九州工業大学（以下、「本学」という。）は、学長のリーダーシップの下で内部質保証^{※1}を積極的に推進することを目的として、令和3年度に「内部質保証に関する規程」及び関連規則を定め、認証評価機関等の第三者評価とともに、以下の基本的な考え方に基づき本学が自ら設定した項目について行う自己点検・評価を定期的の実施し公表することとしている。

またこの自己点検・評価および点検・評価結果に基づく改善活動は、学長を最高責任者とする全学的な内部質保証体制のもとで実施することとしている。

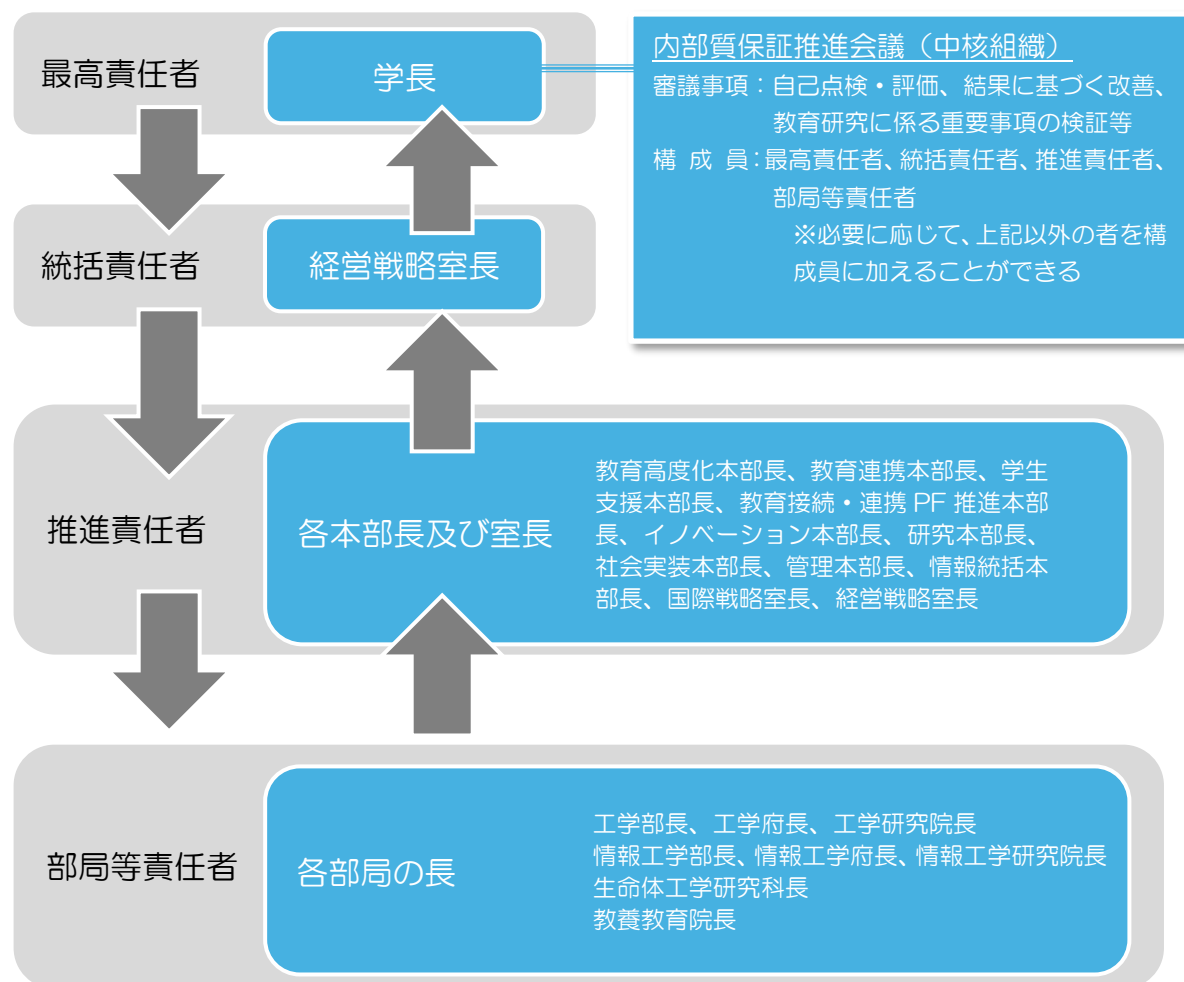
＜自己点検・評価項目の策定にあたっての基本的な考え方＞

- 独立行政法人大学改革支援・学位授与機構が実施する認証評価における分析項目を参考とする。
- 「教育の内部質保証に関するガイドライン」（平成29年3月31日 大学改革支援・学位授与機構）及び「教学マネジメント指針」（令和2年1月22日 中央教育審議会大学分科会）等を踏まえ、本学の内部質保証に有効であると思われる項目を策定する。
- 認証評価の受審を契機として制定又は見直し等をした制度等については、その定着が確認できるまでの間、点検・評価項目とする。
- 学生、卒業（修了）生及びその雇用者等からの意見聴取（アンケート等）の分析結果を点検・評価項目とし、改善の検討を行う。
- 上記のほか、本学の教育研究活動等の質を保証し継続的に改善・向上させる取組について、各本部^{※2}の判断に基づき点検・評価項目とする。

※1 内部質保証は、大学等が自らの責任で自学の諸活動について点検・評価を行い、その結果をもとに改革・改善に努め、それによってその質を自ら保証することとされている。（教学マネジメント指針）

※2 本学は組織体制として本部制を敷き、各本部が権限と責任をもって教育研究活動等を推進している。
（参考 URL：九州工業大学組織図 <https://www.kyutech.ac.jp/information/principal.html>）

【内部質保証体制】※令和6年度の体制



【自己点検・評価スケジュール】

年度	点検項目の区分			
	1年点検・評価			6年点検・評価 (項目未定(注3))
	毎年度実施 (17項目)	3年毎に実施 (4項目)	改組等の都度 実施(4項目)	
R6	○		(注2)	
R7	○			
R8	○	○(注1)		
R9	○			○(注3)
...	...	...	...	

(注1) 3年・6年毎に実施する項目は、令和3年度（「内部質保証に関する規程」の制定年度）から起算。

(注2) 改組等の都度実施する項目については、必要が生じた場合に実施

(注3) 6年点検・評価の点検項目は、第4期認証評価の基準が公表された後に策定する。

【総括】

令和6年度は、予定していた19件すべてについて点検・評価を完了し、そのすべてについて「問題なし」と判断された。

〈点検・評価結果の集計表〉

	教育高度化本部	教育連携本部	学生支援本部	教育接続・連携PF推進本部	経営戦略室	全体
予定していた件数	10	3	0	5	1	19
実施した件数	10	3	0	5	1	19
(内訳)	改善の必要があるもの	0	0	0	0	0
	完了目標時期	-	-	-	-	-

【点検・評価結果一覧表】

1	点検対象	学生が各授業科目の準備学習等を進めるための基本となるシラバスが学生に対して明示されていることを確認する観点から、シラバスの記入状況を点検する。 (教育高度化本部)
	点検方法	各部局において、(独)大学改革支援・学位授与機構が行う大学機関別認証評価の分析項目6-4-3の観点に基づき、シラバスの全科目、全項目が記入されていることを点検し、必要に応じて該当科目の修正を行ったうえで、教育高度化本部に報告する。教育高度化本部は各部局の点検結果を踏まえて大学としての状況を点検する。
	点検結果	問題なし
2	点検対象	大学院課程において、学生への指導体制を整備し、計画を策定した上で指導していることを確認する観点から、研究指導計画の学生への明示状況を点検する。 (教育高度化本部)
	点検方法	各部局において、学則及び研究指導計画に関する学内規則に基づき、研究指導計画が学生(休学者を除く)にあらかじめ明示されていることを点検し、明示できていない学生がいた場合は、該当学生の情報を学生支援本部に提供するとともに、点検結果を教育高度化本部に報告する。 教育高度化本部は各部局の点検結果を踏まえて大学としての状況を点検する。
	点検結果	問題なし

3	点検対象	成績評価基準に則り成績評価や単位認定が行われていることを確認する観点から、成績評価の分布状況を全科目点検する。 (教育高度化本部)
	点検方法	各部局において、当該部局が定める時期に当該部局で定める偏りに係る定義に基づいて成績評価分布の点検を行う。極端な分布になっている授業科目が見られたときは、部局長又は教務を担当する委員会の長が当該授業科目の担当教員に対して状況の確認を行う。 各部局は当該年度1年間の点検の結果及び点検に係る定義を教育高度化本部に報告する。教育高度化本部は、各部局における成績評価分布の点検結果を踏まえて大学としての状況を点検する。
	点検結果	問題なし

4	点検対象	成績評価の適正な運用を確保する観点から、成績に対する異議申し立て制度(「成績異議申立制度」)の運用状況を点検する。 (教育高度化本部)
	点検方法	各部局において、前年度の成績評価に対する学生からの確認依頼や異議申立て件数、異議申立ての結果並びに異議申立制度そのものの周知方法や周知の状況を点検する。教育高度化本部は各部局の点検結果を踏まえて大学としての状況を点検する。
	点検結果	問題なし

5	点検対象	学位授与方針に則して適切な学習成果が得られていることを確認する観点から、 ・標準修業年限内の卒業(修了)率、未卒業(修了)率及び退学除籍率 ・標準修業年限×1.5年内の卒業(修了)率、未卒業(修了)率及び退学除籍率 の状況の推移を点検する。 (教育高度化本部)
	点検方法	(独)大学改革支援・学位授与機構が行う大学機関別認証評価の分析項目6-8-1の様式及び定義に従い、教育高度化本部において数値の推移を点検する。
	点検結果	問題なし

6	点検対象	学位授与方針に則して適切な学習成果が得られていることを確認する観点から、博士号授与率の状況を点検する。 (教育高度化本部)
	点検方法	教育高度化本部において、以下の定義に従って数値の推移を点検する。 各年度の博士後期課程入学者について、1年単位での博士号授与状況を確認していく。博士号授与には、単位取得満期退学後に学位規則第5条の規定に基づき授与される博士の学位(課程博士)を授与された者を含む。
	点検結果	問題なし

7	点検対象	学位授与方針に則して適切な学習成果が得られていることを確認するとともに学生・卒業生を含む関係者からの意見を継続的に収集・分析し、その意見を反映した取り組みを行っていることを確認する観点から、卒業・修了時アンケートの実施状況を点検する。 (教育高度化本部)
---	------	--

	点検方法	各部局において、卒業・修了時アンケートの集計結果等に基づき点検を行う。聴取した意見の中に改善事項があった場合は改善の検討を行い、その検討結果及び改善実施状況（必要に応じて）を教育高度化本部に報告する。 教育高度化本部は各部局の点検結果を踏まえて大学としての状況を点検する。
	点検結果	問題なし

8	点検対象	学位授与方針に則して適切な学習成果が得られていることを確認するとともに学生・卒業生を含む関係者からの意見を継続的に収集・分析し、その意見を反映した取り組みを行っていることを確認する観点から、授業アンケートの実施状況を点検する。 （教育高度化本部）
	点検方法	各部局において、授業アンケートの集計結果等に基づき点検を行い、結果や好事例（方法）及び改善すべき点等を教育高度化本部に報告する。 教育高度化本部は各部局の点検結果を踏まえて大学としての状況を点検する。
	点検結果	問題なし

9	点検対象	各種法令等に照らして適切な教職課程が運営されていることを確認する観点から、本学の教職課程の運営体制等について点検する。 （教育高度化本部）
	点検方法	教育高度化本部の下に設置するワーキンググループにおいて、「教職課程の自己点検・評価及び全学的に教職課程を実施する組織に関するガイドライン」（令和3年5月7日、教職課程の質保証のためのガイドライン検討会議）に準拠した点検項目に基づいて点検を行い、報告書を取りまとめる。ワーキンググループが作成した報告書に基づいて教育高度化本部において点検する。
	点検結果	問題なし

10	点検対象	学位授与方針及び教育課程方針が、大学の目的を踏まえて具体的かつ明確に策定されていることについて点検する。 （教育高度化本部）
	点検方法	改組等により DP、CP を改正する場合に、（独）大学改革支援・学位授与機構が行う大学機関別認証評価分析項目 6-1-1、6-2-1 及び 6-2-2 の観点、策定及び運用に関するガイドライン（平成 28 年 3 月 中央教育審議会大学分科会大学教育部会）を踏まえ、必要な記述が含まれていることを点検する。
	点検結果	問題なし

11	点検対象	就職及び進学状況が、大学の目的及び学位授与方針に則した状況にあることを確認する観点から、就職率及び進学率の状況を点検する。 （教育連携本部）
	点検方法	（独）大学改革支援・学位授与機構が行う大学機関別認証評価の分析項目 6-8-2 の様式及び定義に従い、教育接続・連携 PF 推進本部において就職率（学部卒業生及び大学院修了生に対する就職者の割合）及び進学率の状況及び推移を点検する。
	点検結果	問題なし

12	点検対象	大学等の目的及び学位授与方針に則して適切な学習成果が得られていること、並びに学生・卒業生を含む関係者からの意見を体系的、継続的に収集及び分析する取組を組織的に行い、その意見を反映した取組を行っていることを確認する観点から、卒業・修了生に対するアンケートの実施状況を点検する。 (教育連携本部)
	点検方法	卒業・修了後3年目の方を含めた卒業・修了生に対して、大学教育を通じて学位授与方針に関連する能力がどの程度身についたかに関するアンケートを実施し、教育連携本部において実施状況を点検する。また、分析結果から改善すべき点がある場合はその対応状況について点検する。
	点検結果	問題なし

13	点検対象	大学等の目的及び学位授与方針に則して適切な学習成果が得られていること、並びに学生・卒業生を含む関係者からの意見を体系的、継続的に収集及び分析する取組を組織的に行っており、その意見を反映した取組を行っていることを確認する観点から、合同企業説明会への参加企業に対するアンケートの実施状況を点検する。(教育連携本部)
	点検方法	本学が主催する合同企業説明会への参加企業に対して、当該企業で働く本学卒業・修了生の学位授与方針に関連する能力についてアンケートを実施し、教育連携本部において実施状況を点検する。また、分析結果から改善すべき点がある場合はその対応状況について点検する。
	点検結果	問題なし

14	点検対象	入学者受入方針が明確に定められており、その方針に沿った入学者受入方法を採用していることを確認する観点から、入学者受入方針に対する入学者選抜方法の適合状況並びに入学者選抜実施要領(面接要領等を含む。)等の整備・使用状況を点検する。 (教育接続・連携 PF 推進本部)
	点検方法	教育接続・連携 PF 推進本部において、入学者受入方針において明示している「求める学生像」及び「入学者選抜の基本方針」に沿った入学者選抜方法が採用されているかを点検する。また、全ての選抜において面接要領等を含む入学者選抜の実施要領、実施マニュアル等が整備・使用されていることを点検する。
	点検結果	問題なし

15	点検対象	実入学者数が入学定員に対して適正な数となっていることを確認する観点から、各学部・大学院の入学定員充足率(入学者数÷入学定員)の状況を点検する。 (教育接続・連携 PF 推進本部)
	点検方法	(独)大学改革支援・学位授与機構が行う大学機関別認証評価の「認証評価共通基礎データ様式2」の様式及び定義に従って、過去5年間の入学定員充足率の推移及び平均を点検する。 ※認証評価基準においては、適切な教育環境を確保する観点を重視し、130%以上又は70%未満となっている場合に改善を要する点として指摘する。
	点検結果	問題なし

16	点検対象	学生を含む関係者からの意見を体系的、継続的に収集、分析する取組を組織的に行っており、その意見を反映した取組を行っていることを確認する観点から、入学者に対して実施する「入学者意識調査」の実施状況を点検する。 (教育接続・連携 PF 推進本部)
	点検方法	入学者に対して、本学が開催する受験相談会等への参加状況や受験のきっかけなどを調査する「入学者意識調査」を実施し、教育接続・連携 PF 推進本部において実施状況を点検する。また分析結果から改善すべき点がある場合は、その対応状況について点検する。
	点検結果	問題なし

17	点検対象	関係者からの意見を体系的、継続的に収集、分析する取組を組織的に行っており、その意見を反映した取組を行っていることを確認する観点から、本学が開催する入試説明会への参加者に対するアンケートの実施状況を点検する。 (教育接続・連携 PF 推進本部)
	点検方法	高等学校教員等を対象に実施する入試説明会において、説明内容の理解度や入試説明会において聞きたい内容などを調査するアンケートを実施し、教育接続・連携 PF 推進本部において実施状況を点検する。また分析結果から改善すべき点がある場合は、その対応状況について点検する。
	点検結果	問題なし

18	点検対象	入学者受入方針が、学位授与方針／教育課程方針および、その他各種の通達等に適合していることを点検する。 (教育接続・連携 PF 推進本部)
	点検方法	学士課程、大学院課程ともに、入学者受入方針を改正する場合は、入学者受入方針の原案について、教育接続・連携 PF 推進本部において点検する。点検の際は、入学者受入方針に（独）大学改革支援・学位授与機構が行う大学機関別認証評価分析項目 5-1-1 の観点及び策定及び運用に関するガイドライン（平成 28 年 3 月 中央教育審議会大学分科会大学教育部会）を踏まえて必要な記述が含まれていることを確認する。
	点検結果	問題なし

19	点検対象	関係者からの意見を体系的、継続的に収集、分析する取組を組織的に行っており、その意見を反映した取組を行っていることを確認する観点から、学外委員が含まれる会議における意見の収集状況を点検する。 (経営戦略室)
	点検方法	経営協議会及び産学連携教育審議会において出された学外委員の意見を収集し、大学の教育研究活動に改善を要する点がないかを検討する。
	点検結果	問題なし